

「平成 31 年度横浜市に関する意識・生活行動実態調査委託」  
受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、横浜市文化観光局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「要綱」という。）第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、「平成 31 年度横浜市に関する意識・生活行動実態調査委託」の発注に際し、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続き等について必要な事項を定める。横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下、「実施取扱要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほかは、この実施要領の定めによる。

(審議事項)

第 2 条 要綱第 9 条第 1 項第 4 号に定められた横浜市文化観光局入札参加資格審査・指名業者選定委員会の審議事項は次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
  - ア プロポーザル提出者（公募条件）の決定
  - イ プロポーザルの評価方法の決定
  - ウ 提出要請書の審査
  - エ その他必要と認めるもの
- (2) 選定に関する審査
  - ア プロポーザルの結果
  - イ 委託業者の決定
  - ウ プロポーザルの評価結果の通知

(提出要請書)

第 3 条 プロポーザルの提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第 4 条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実施体制
- (2) 会社の業務経歴
- (3) 当該業務の実施方針
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 提案内容に関する視点

- ア 業務目的の理解度及び受託に必要な基本的知識
- イ 仮説及び調査条件の設定
- ウ 調査の設計
- エ 結果の分析
- オ 集計方法と報告書等の作成

(2) 実施体制に関する視点

- ア 従事スタッフの構成・人数と業務の実現性
- イ 類似業務の実績
- ウ ワークライフバランスに関する取組

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

ただし、提案者が7者以上の場合は、第一次評価として書類選考を実施し、第二次評価として上位6者にヒアリングを実施する。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 評価結果が同点の場合には、「調査の設計」「結果の分析」の合計が最も優れた提案者を受託候補者として特定する。

5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会の設置)

第6条 プロポーザルの評価にあたっては、平成31年度横浜市に関する意識・生活行動実態調査委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を別に設置し、プロポーザルの評価のうち、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1) 提案書の評価

(2) ヒアリング

2 評価委員会には委員長、副委員長、及び委員を置き、次のとおりとする。

- |      |       |             |
|------|-------|-------------|
| 委員長  | 文化観光局 | 創造都市推進課長    |
| 副委員長 | 文化観光局 | 企画課長        |
| 委員   | 文化観光局 | 文化振興課長      |
|      | 文化観光局 | 観光振興課長      |
|      | 文化観光局 | 文化プログラム推進課長 |

3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。

5 委員長は、評価結果を文化観光局第2入札参加資格審査・業者選定委員会に報告するものとする。

(提案資格確認の通知)

第7条 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時15分までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第8条 業者選定委員会の結果に基づき特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時15分までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附則 この要領は、平成30年12月20日から施行する。